破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４８号
秋田県雄勝郡羽後町鹿内字杉ノ沢109番地
破産者　土田　勝広
1　破産債権の届出期間　平成26年１月９日まで
2　一般調査期日　平成26年２月６日午前11時30分
平成25年12月17日　秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第７９号
宮崎県小林市須木下田569番地１
破産者　鹿島　清海
1　破産債権の届出期間　平成26年１月15日まで
2　一般調査期日　平成26年２月24日午前10時30分
平成25年12月16日　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第３４９２号
大阪府吹田市垂水町３丁目９番10号104
破産者　株式会社タイセイパンテック
1　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
2　一般調査期日　平成26年２月24日午後３時
平成25年12月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０９号
福井市三郎丸１丁目912番地
破産者　株式会社ラックランド
1　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
2　一般調査期日　平成26年２月18日午後１時30分
平成25年12月17日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０３号
名古屋市緑区鳴海町字石堀山13番地　タウン石堀山９棟207号
破産者　森　建二郎
1　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
2　一般調査期日　平成26年２月19日午前10時20分
平成25年12月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５３２号
大阪府豊中市西緑丘１丁目３番１―805号
破産者　岩木　康浩
1　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
2　一般調査期日　平成26年２月24日午後３時30分
平成25年12月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６８６号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目24番16号
破産者　新居　　勲
1　破産債権の届出期間　平成26年１月29日まで
2　一般調査期日　平成26年３月６日午後３時
平成25年12月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８号
秋田県湯沢市御囲地町19番
破産者　株式会社メルコレディ
1　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
2　一般調査期日　平成26年３月20日午前11時15分
平成25年12月17日　秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２３号
山形県米沢市駅前３丁目５番88号
破産者　伊藤　一幸
1　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
2　一般調査期日　平成26年３月13日午前10時35分
平成25年12月17日　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第６４０号
大阪府南河内郡太子町聖和台４丁目20番地の３
破産者　渡邊　　淳
1　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
2　一般調査期日　平成26年３月17日午前11時
平成25年12月16日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５７０号
京都府長岡京市天神３丁目７番10号
破産者　本原　康子
1　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
2　一般調査期日　平成26年３月19日午後２時30分
平成25年12月17日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６１０号
京都府南丹市美山町萱野溝野間46番１・46番２合地
破産者　谷脇日登美
1　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
2　一般調査期日　平成26年３月19日午前10時10分
平成25年12月17日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９２７号
岡山県赤磐市桜が丘東５丁目５―77、開始決定時の住所京都市伏見区醍醐南里町70番地の11
破産者　谷　　辰雄
1　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
2　一般調査期日　平成26年４月９日午前10時
平成25年12月17日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の特別調査期間

平成２４年（フ）第８２２号
福岡市早良区百道２丁目16―10、開始決定時の住所北九州市小倉北区大手町16番１―501号
破産者　島内　正人
特別調査期間　平成26年１月14日から平成26年１月21日まで
平成25年12月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

債権者集会招集

平成２５年（フ）第１７号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富2638番地１
破産者　株式会社ウィズホーム
1　期日　平成26年３月26日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年12月17日　長野地方裁判所伊那支部

債権者集会等の期日

平成２１年（フ）第２４１４９号
埼玉県川口市東領家４丁目13番12号
破産者　株式会社ユニファイ
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前10時30分
平成25年12月12日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第３５９２号
大阪府豊中市北条町１丁目２番45―202号
破産者　有限会社フォレスタ・ジャパン
異議申述期間　平成26年１月31日まで
平成25年12月17日
大阪地方裁判所第６民事部

保全管理命令及び包括的禁止命令

平成２５年（再）第３号
札幌市中央区南１条西１丁目２番地　松崎ビル
再生債務者　株式会社北信電気建設
1　主文　保全管理人による管理を命ずる。
保全管理人　札幌市中央区大通西13丁目４番地ジェネシスビル５階　木下・秋元法律事務所　弁護士　木下　尊氏
2　本件再生手続不認可決定後、破産手続開始決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年12月16日
札幌地方裁判所民事第４部

監 督 命 令

平成２５年（再）第７２号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目４番14―1502号
再生債務者　宮本　隆彦
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門１丁目22番16号第２オカモトヤビル６階　山下・遠山法律特許事務所　弁護士　遠山信一郎
平成25年12月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第７０号
山梨県南都留郡山中湖村山中195番地
再生債務者　旭正株式会社
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年２月17日から平成26年２月24日まで
東京地方裁判所民事第20部